



令和3年度

縮刷版

埼玉12市町では、人権意識の高揚を図るため、年4回、広報紙に「人権それは愛」を掲載しています。これは、令和3年度分の縮刷版です。

6月 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて ～人権について今一度考えよう～



延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックの開催が間近に迫っています。オリンピックはもともと、スポーツを通じた教育や平和のために誕生した祭典で、人権と深い関わりがあります。

「近代オリンピックの父」と呼ばれるフランスの教育家、ピエール・ド・クーベルタン男爵は、スポーツは体を鍛えるだけでなく、心身の調和のとれた人間を育成し、フェアプレーの精神や友情、道徳、連帯感を育むことができると考えました。さらに、国際的な競技会で他国の選手と親しくなり、多様な文化や芸術に触れることで、平和な社会の実現につながると考えたクーベルタンはオリンピックのあるべき姿として、「オリンピズム(オリンピック精神)」を提唱しました。

国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章には、人権尊重の理念として、「権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」とうたわれています。

東京オリンピック・パラリンピックはコロナ禍での開催ということもあり、世界からより一層の注目を集めます。国籍の違いや障がいの有無等、さまざまな違いを理解し、相手の気持ちを考え、お互いの心を通わせることが求められます。

開催国として、世界のお手本となれるよう、今一度人権について考え、意識を変えていく必要があるのではないのでしょうか。

8月 ヤングケアラーについて ～子どもの人権について今一度考えよう～



皆さんは、ヤングケアラーという言葉をご存知ですか。

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもをさすとされています。

ヤングケアラーをめぐる、国は、全国の教育現場に対する初の実態調査を行いました。調査結果によると、世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生が4.1%となっており、誰にも相談できず孤立しがちな実態や、健康・学業への悪影響も全国的に初めて裏付けられました。

子どもが家族をケアすること自体は否定するものではありません。しかし、悩みを相談できず取り残されたように感じてしまったり、進学や就職で遅れをとってしまったりすることは、見過ごせません。

子どもが、学業や好きなことに打ち込むなど、もっと子どもらしい時間を過ごすために、私たちにできることは何でしょうか。大事なことは、子どもと身近な学校やまわりの気づきとサポートです。子どもとのコミュニケーションや交流する場を設けることで、ヤングケアラーの自覚がない子どもに気付くことができ、様々な支援につなげていくことが可能です。この機会に、子どもの声に耳を傾けてみませんか。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

発行 埼玉人権施策推進事務研究会
担当 蓮田市教育委員会社会教育課
蓮田市庶務課

電話048(765)1730 (生涯教育担当)
電話048(765)1709 (人権担当)

12月 インターネットにおける人権侵害 ～SNSは正しく使いましょう～



インターネットの普及により、私たちの生活はより便利になり、離れた場所でもコミュニケーションの輪を広げることが可能になりましたが、一方でインターネットを悪用した行為やトラブルも増えています。特に、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通じた差別的な書き込み、特定の個人に対する誹謗中傷やインターネット上でいじめなど深刻な人権侵害が少なくありません。また、新型コロナウイルス感染症などの社会不安による悪意あるデマも散見されます。昨今、これらの行為は、社会的に許されないものと認知され、民事事件や刑事事件にも発展しています。

インターネットで発信した内容は、瞬く間に世界中に広がり、消したくても消せない「デジタルタトゥー※1」として残り続ける危険性があります。軽い悪ふざけで発した言葉が、インターネットを通して差別を助長し、誰かを傷つけ続けるかもしれません。

今一度、自分のSNSの使い方を見直し、人権侵害につながる行為は絶対にやめましょう。日頃から、インターネット上においても、お互いを尊重する行動を心掛けることが大切です。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された昭和23年(1948年)12月10日を記念して、毎年12月4日から10日までを人権週間と定めています。

また、埼玉県では、12月4日から10日までの期間を「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」として定めています。

※1 一度ウェブ上に記録されたデータは容易に消去することができない入れ墨(タトゥー)になぞらえた語

3月 同和問題(部落差別) ～問題の解決に向けて～



同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別によって、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区とよばれる特定の地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職時に差別を受けたりするなど、基本的人権の侵害に関わる我が国固有の重大な人権問題です。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上において、県内外の特定の地域を同和地区と識別させ、同和問題を助長・誘発するような事件や、同和問題を口実に不当な利益を求める「えせ同和行為」等の事象が起きています。また、昨年1月には、県内において、差別ビラが小学校やその周辺に数回にわたり撒かれたという事件が起きました。これらは、同和問題を正しく理解していないがゆえに起きた事件であり、現在もお同和問題が残っていることを象徴しています。

そうした問題を解決し、差別のない社会を実現していくため、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体では、部落差別の解消に向けた研修会やイベント等の様々な取り組みを行っています。

いつどこで起こるか分からないこのような問題に対して、誤った情報に流されることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があるのではないのでしょうか。

第31回 埼葛人権を考えるつどい

日時：令和4年10月6日(木)

9:00～16:00

場所：久喜総合文化会館

詩

久喜市マスコット
キャラクター
ライクちゃん



埼葛12市町

・三郷市 ・八潮市 ・越谷市 ・吉川市
・春日部市 ・杉戸町 ・宮代町 ・松伏町
・久喜市 ・幸手市 ・蓮田市 ・白岡市

